

東日本大震災の被災地で適用する復興歩掛に係る特例措置について

平成25年9月24日
福島県入札監理課

東日本大震災の被災地で適用する土木工事等標準歩掛（以下「復興歩掛」という。）が「土工」及び「コンクリート工」において策定されたことを受けて、下記のとおり特例措置を定めます。

なお、復興歩掛の内容については、土地改良事業等請負工事及び森林整備保全事業標準歩掛にあつては農林技術課、土木工事標準歩掛にあつては技術管理課にお問い合わせください。

記

1 措置の内容

2に定める工事の受注者は、福島県工事請負契約約款第51条の規定に基づき、復興歩掛が適用になる以前（平成25年9月30日時点）の「土工」及び「コンクリート工」の土木工事等標準歩掛（以下「旧歩掛」という。）を適用した積算に基づく契約を、復興歩掛を適用した積算に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

なお、今回の特例措置は被災3県専用の復興歩掛に係る部分に限定されます。

2 適用対象工事

平成25年10月1日以降に入札を行う工事のうち、旧歩掛を適用して積算しているものが対象工事となります。

なお、ここでいう入札とは、郵便入札の場合は「郵便局差出期限日」、電子入札の場合は「入札書等の提出の日」、随意契約の場合は「見積書の提出日時」で判断します。

適用対象工事にあつては、発注者が受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを契約時点で説明することとします。

3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次の額等を表します。

$P_{\text{新}}$ ：復興歩掛により積算された新設計額

k ：当初契約の請負比率

4 協議の請求期限

変更協議の請求期限は、当初契約の締結日から2ヶ月間となりますのでご注意ください。

※例：当初契約日が平成25年10月4日の場合、平成25年12月3日が変更協議の請求期限となります。